

# 調査の概要

## 1 医療施設調査

### (1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づき医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）を定め、指定統計（第 65 号）となった。

昭和 47 年までは毎年調査していたが、昭和 48 年に医療施設調査規則の改正を行い、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年から 3 年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

### (3) 調査の種類、期間及び期日

- ・ 静態調査  
（3年に1回） 平成 20 年 10 月 1 日現在
- ・ 動態調査  
（毎月） 平成 19 年 10 月 1 日から 1 年間

### (4) 調査の対象

静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設

動態調査 開設・廃止等のあった医療施設

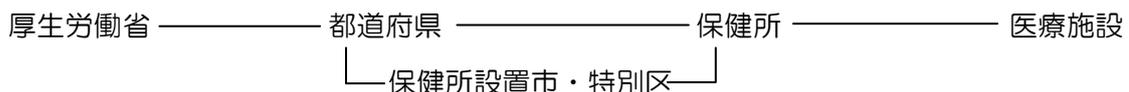
医療施設には、往診のみの診療所、沖縄県における介輔診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

### (5) 調査の事項

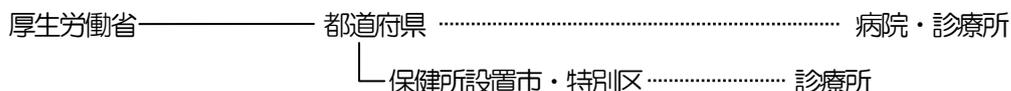
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

### (6) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式によった。



動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



### (7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

## 2 病院報告

### (1) 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査とし、更に昭和 48 年からは従事者票を追加し、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めることとしている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となった。

### (3) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告） 平成 20 年 1 月 1 日～12 月 31 日  
従事者票（病院のみ 年 1 回報告） 平成 20 年 10 月 1 日現在

### (4) 報告の対象

全国の病院（患者票、従事者票）、療養病床を有する診療所（患者票）

### (5) 報告の事項

患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等  
従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

### (6) 報告の方法及び系統

患者票 病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。  
従事者票 病院の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。

厚生労働省 ————— 都道府県 ————— 保健所 ————— 病院・診療所  
└── 保健所設置市・特別区 ─┘

### (7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

## 3 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 結果の概要に掲載の数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 結果の概要で人口 10 万対等比率算出のために用いた人口は、総務省統計局発表「平成 20 年 10 月 1 日現在総務省推計人口（総人口）」である。なお、18 大都市及び中核市については、東京都、各指定都市及び各中核市が推計した平成 20 年 10 月 1 日現在の総人口である。

(4) 本調査における診療科目は、医療法において広告が認められている診療科目である。

医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的な名称を限定列挙して規定していたところであるが、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められ、平成20年4月1日から施行されたところである。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>

この改正を受け、本調査において調査項目を変更し、本概況においては以下の通り表章することとした。

平成20年調査

1	内科
2	呼吸器内科
3	循環器内科
4	消化器内科(胃腸内科)
5	腎臓内科
6	神経内科
7	糖尿病内科(代謝内科)
8	血液内科
9	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿器科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	歯科
41	矯正歯科
42	小児歯科
43	歯科口腔外科

<参考>

平成19年調査

1	内科
2	呼吸器科
3	消化器科(胃腸科)
4	循環器科
5	小児科
6	精神科
7	神経科
8	神経内科
9	心療内科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	歯科
34	矯正歯科
35	小児歯科
36	歯科口腔外科

なお、上記標ぼう診療科名の改正が影響しているところもあると考えられることから、診療科目別統計表については、年次推移の単純比較は行わないこととし、参考表とした。